

平成28年第1回羅臼町議会定例会（第3号）

平成28年3月16日（水曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 予算審査特別委員会付託議案審査結果報告
(議案第6号から議案第11号及び議案第24号7件一括)
- 日程第 2 議案第12号 羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 議案第13号 羅臼町行政不服審査会条例制定について
- 日程第 4 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 日程第 5 議案第15号 羅臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議案第16号 羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議案第20号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第21号 羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第22号 羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第23号 羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第25号 羅臼町第7期総合計画（基本構想）の策定について
- 日程第13 議案第26号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 日程第14 発議第 1号 羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 発議第 2号 教職員定数の削減に反対する意見書
- 日程第16 各委員会閉会中の所管事務調査の件
- 追加日程第1 議案第28号 平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
-

○出席議員（9名）

議 長 10番 村 山 修 一 君 副議長 9番 佐 藤 晶 君

1番 加藤 勉 君
3番 高島 讓 二 君
6番 坂本 志郎 君
8番 鹿又 政義 君

2番 田中 良 君
5番 小野 哲也 君
7番 松原 臣 君

○欠席議員（1名）

4番 宮腰 實 君

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊屋 稔 君	副 町 長	鈴木 日出男 君
教 育 長	山崎 守 君	監 査 委 員	浦崎 頼男 君
教 育 委 員 長	石川 勝 君	企 画 振 興 課 長	川端 達也 君
企 画 振 興 課 長 補 佐	平田 充 君	総 務 課 長	太田 洋二 君
税 務 財 政 課 長	高橋 力也 君	納 税 担 当 課 長	長屋 修二 君
環 境 生 活 課 長	五十嵐 勝彦 君	保 健 福 祉 課 長	対馬 憲仁 君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	洲崎 久代 君	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 課 長	斉藤 健治 君
水 産 商 工 観 光 課 長	堺 昇 司 君	水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	田澤 道広 君
建 設 水 道 課 長	北澤 正志 君	学 務 課 長	中田 靖 君
社 会 教 育 課 長	石田 順一 君	会 計 管 理 者	野理 幸文 君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 松田 伸哉 君 次 長 上部 健太 君

午前10時00分 開議

◎開 議 宣 告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（村山修一君） 日程第1 予算審査特別委員会に付託をいたしました、3月10日の一括上程に係る議案第6号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第24号公の施設に係る指定管理者の指定についての7件の審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 予算審査特別委員会の審査経過と結果を報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第6号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第11号平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算及び議案第24号公の施設に係る指定管理者の指定についての7件の審査結果につきまして、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、委員会審査結果報告書を議長に提出しております。

審査結果について報告をいたします。

本委員会は、3月10日の本会議において、議員全員による予算審査特別委員会として設置され、平成28年度一般会計予算ほか6件について、3月11日及び14日、15日の3日間にわたって、慎重かつ熱心に審査が行われました。

その結果、平成28年度目梨郡羅臼町一般会計予算及び各特別会計予算、企業会計予算並びに関連する条例につきまして、出席委員の全員一致により原案のとおり可決、決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 委員長の報告が終わりました。

この委員会は議員全員で構成する委員会ですので、質疑については省略をいたします。

これから、議案第6号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第24号公の施設に係る指定管理者の指定についての7件について、一括して採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第24号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの7件は、委員長報告のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第1 議案第6号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第24号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの7件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第12号 羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長(村山修一君) 日程第2 議案第12号羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(湊屋 稔君) 議案第12号羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。

また、この後予定されております議案第13号から議案第16号、議案第18号、議案第20号から23号及び25号、26号につきましては、副町長並びに担当課長から内容について説明させますので、御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村山修一君) 総務課長。

○総務課長(太田洋二君) 議案の49ページをお願いいたします。

議案第12号羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

50ページであります。

羅臼町課設置条例の一部を改正する条例であります。

羅臼町課設置条例の一部を次のように改正するものであります。

今回の提案理由であります、国の政治が地方創生を推進している中、羅臼町のさらなる産業振興、また、地域の活性化を目的といたしまして、組織機構における現行課名の一部変更と、新たな課を設置するものであります。

詳しい設置目的につきましては、一般質問で御質問いただき、町長から答弁したとおりであります。

第1条で、「水産商工観光課」を「産業課」と改めまして、「まちづくり課」を新たに加えるものであります。

第2条で、まちづくり課の分掌事務を定めており、ア、まちづくりに関すること、イ、

Kプロジェクトに関すること、ウ、ふるさと納税に関すること、エ、産業活性化に関すること、オ、いきいき地域提案型事業に関することとしております。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

松原君。

○7番（松原 臣君） 課設置条例については、一般質問で3人の方が質問されているのですけれども、まず水産商工観光課、一般質問等の答弁で、町民にわかりやすく課を設置したいので改名したいということで、そのほかに、その中身について、変更があるのかどうか、水産振興課に関することから、アからクまでの畜産資源リサイクルに関すること、これは変更あるのかなのか。

それと、まちづくり課についても、ここに示されているアからオまでの部分はここに出ていますのであれですけれども、企画振興課について、アから、関することで、町の総合計画及び総合調整に関すること、各種統計に関することまで、中間を抜かしましたけれども、7目あるのですけれども、それについて、間違いないのか、ちょっとその関することをまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） お答えをいたします。

ただいまの事務分掌的には何ら変わるものではありません。新設課に関しましては、ただいま第2条で申し上げたアからオの事業を展開をしてもらうということでありまして、しかしながら、このまちづくり課は、水産関係、産業課関係、あるいは企画振興、それぞれ仕事が輻湊する場合もございますので、連携を持ってということで、一般質問でもお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

議長（村山修一君） 松原君。

○7番（松原 臣君） まちづくり課について、町長等から一般質問で答弁を受けたわけですけれども、どうも企画振興課と、今まで課としてのいろいろな事業をやっているのですけれども、私、何かちょっとダブった感じがあって、一般質問でしているのも、それで理解できれば、それで質問しないつもりでいたのですけれども、どうもすっと落ちないものですから、私個人の意見ですけれども、企画振興課の中にまちづくり室とか、特別室みたいなものをつくった中で、企画課と、今まで別になるのではなくて、その中で、人の多い中でいろいろな今までのやった部分もあるでしょうから、いろいろ経験者もいるでしょうから、その中で特別に、特別室と言ったらプロジェクトみたいなものになるのでしょうか、どういう位置づけにするのか、私から申し上げられませんが、そんな形でも十分町長のいわゆるKプロジェクト、それから産業活性化に関することは十分その中でも果たせるのではないかなというふうに私は感じているのです。

また、まちづくりに関することとかはまちづくり課がやるのですけれども、企画振興課に地域づくりに関することということも分掌で出てきているということで、町長のお話では、特に行動するというか、そういうことで特別まちづくり課をつくりたいのだというふうなお話もございましたけれども、企画振興で案を持ったものを、まちづくり課が事業化して具体的に行うと。企画振興は、やっぱり企画した上では、検証しなければならないだろうと私は思うのです、どういうことが悪かったか。その課が別であれば、それがなかなかスムーズにいかないのではないのかなと、考えたことと行動することの課が別であれば。それがどうも今までの一般質問で皆さん議員さんが質問しておりますけれども、その中でなかなか納得いかないものですから、もう一度説明を、私が質問すれば4回目になってくどいのですけれども、大事なことだと私は思いますので、課を新しくつくるとかやめるとか、簡単な話ではないものですから、ぜひすんとと落ちるような答弁をお願いできればと思います。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの質問でありますけれども、どうも企画振興とダブってというところがありましたけれども、実は町長就任してから、町長直轄でまちづくり推進本部というのを設置をいたしました。これは全ての職員兼務、ここに属する職員は全て兼務で発令をさせていただいた。そして、その仕事を企画振興課の中において事務事業を推進してきたということで、そこで、では企画ならだめなのかという思いは当然皆さんにあるのかもしれませんが、ここをしっかりと行動に移すためにまちづくり課を設置して、そして企画振興というのは本来の行政運営に係る施策、そういったものをしっかりと樹立して、そして各課の推進を評価をしていく、見守っていくというような大きな役目がございます。したがって、これまでも説明してきたとおり、企画振興課はシンクタンクとして町長の政策を推進する課ということで位置づけをしてきたということでありますので、今般のまちづくり課につきましては、このまちづくり推進本部を発展的に解消してまちづくり課にしていくということで、これまでも答弁をさせていただいたとおりでございます。御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 全体の考え方としては、今、副町長が言ったとおりでありまして、私もそういうことを目的に、このまちづくり課を新たに設置したいということでございます。

簡単にといいますか、私の考え方を申しますと、企画、今言ったようにシンクタンクであるべきだろうというふうに思っていますし、また、情報収集、これを含めて、まちにとって何が必要なのかというものを、いろいろな制度、施策も含めて情報収集をしなければいけないということと、民間の感覚に、また、民間のところに行って、いろいろな実動部隊として一緒にまちづくりを考えていくという姿勢が、今後、町に求められるものだというふうに思っております、その実動部隊として、このまちづくり推進本部を発展的

に解消して、新たな課として設置をして、実際に本来、町民がどのように考えて、どのようなまちづくりをしていくのかということも一緒に考えながら、今後のまちづくりを実動部隊として進めるというような課としてとらえております。

ですから、このそれぞれの企画であったり産業課であったり、それからまちづくり課というのは、それぞれ行う方法は違いますけれども、連携というものは非常に大事になってくるというふうに思っていますし、そういった中で、より町民にわかりやすく、より町民のために汗を流していける課としてつくっていきたいというふうに思った次第でございます。

議長（村山修一君） 松原君。

○7番（松原 臣君） 私、一番心配しているのはそこら辺なのです。連携と言いますが、役場は縦割りですし、基本的にそうですから、今までもその課へ行けばそっちの課へ行けというような感じで、一般的に知っているようなことでも回されるというふうなことも過去にありましたから、非常に今後、連携というのが大事だなと。この連携がうまくいかなければ、やはり企画振興課とまちづくり課の比較もできないと私は思うのです。それで、特に町長が言われているKプロジェクトについて、本部だったのですけれども発展的に。これもまだ住民の意見を集約されているわけでもないし、本格的に課として、これからどのぐらい期間をかけて行か、ちょっと私のほうはわかりませんが、町長の頭の中にあるのでしょうかけれども、Kプロジェクトがどういうふうな位置づけで、住民から意見を吸い上げて生かすかということが、やはりこの課の一番ポイントになるのかなというふうに私は考えているのですけれども、それが中心でやると。ほかにもまちづくりに関することはたくさんありますから、それも課としてやるのでしょうかけれども、特にこれに特化してまちづくり課でやるのかどうか、そこら辺、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） アからオまでの五つの項目をここに並べておりますけれども、どれもこれも非常に大事でありまして、私の考えてきたKプロジェクト、これについては着々と進めていっている段階でありまして、これがいつまでということになりますと、私の与えられた任期の中で何とか形づけをして、効果を出していきたいという思いはありますので、このことについてもしっかりと進めてまいりたいというふうに思っていますし、アのまちづくりに関することになりますと、これはあらゆることが想定をされます。ですから、新たに今後、例えば少子化の問題であったり、例えば産業活性化の問題であったり、これは課を挟んでいろいろ検討をしていかなければいけない事項もたくさん出てくると思います。先ほどおっしゃっていましたが、行政はとかく縦割りになりがちだということもあります。このことについて解消をするということも含めて、この3課がしっかり連携をしていくということを実際にやっていかなければいけないですし、その辺はじっくり見て判断をしていただけるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（村山修一君） 松原君。

○7番（松原 臣君） 終わります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第12号羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第2 議案第12号羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第13号 羅臼町行政不服審査会条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第3 議案第13号羅臼町行政不服審査会条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 議案の51ページをお願いいたします。

議案第13号羅臼町行政不服審査会条例制定について。

羅臼町行政不服審査会条例を別紙のとおり制定する。

52ページをお願いいたします。

羅臼町行政不服審査会条例であります。

今回の条例制定につきましては、国の行政不服審査法の改正が行われ、公正性の向上として、審査庁の判断をチェックする第三者機関の設置が義務づけされたことから、必要な事項を定めるものであります。

行政不服審査法の改正内容並びに条例の詳しい内容につきましては、参考資料5ページにあります資料5を使いまして常任委員会で御説明したとおりでありまして、記載のとおりであります。

第1条で趣旨、第2条で設置、第3条で組織、第4条で委員、第5条で会長、第6条で会議、第7条で雑則と、それぞれ定めておりまして、附則で施行期日を平成28年4月1日と定めるものであります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第13号羅臼町行政不服審査会条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第3 議案第13号羅臼町行政不服審査会条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

○議長(村山修一君) 日程第4 議案第14号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(太田洋二君) 議案の54ページをお願いいたします。

議案第14号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

55ページであります。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

今回の条例制定につきましては、行政不服審査法の改正に伴いまして、引用規定の改正など、一部改正が必要な条例が複数ありますので、本条例で一括して改正するため、必要な事項を定めるものであります。

詳しい内容につきましては、常任委員会で御説明したとおりでありまして、改正文については記載のとおりであります。

第1条は、羅臼町行政手続条例の一部改正でありまして、文言整理であります。

第2条の羅臼町情報公開条例の一部改正、第3条、羅臼町個人情報保護条例の一部改正につきましても、文言整理と引用規定の変更であります。

第4条は、羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部改正であります。文言整理と読みかえ規定、引用規定の変更のほか、決定書の作成についての規定と、審査申出人による提出書類等の閲覧に関する写しの交付手数料について規定しております。手数料の額については、羅臼町証明手数料徴収条例で定めるとしてありまして、後ほど一部改正の御提案をさせていただきます。

附則で施行期日を定めておりました、第1項で条例の施行期日を平成28年4月1日からとし、第2項では、羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置について規定しております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第14号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第4 議案第14号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第15号 羅臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第5 議案第15号羅臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 議案の58ページをお願いいたします。

議案第15号羅臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

59ページであります。

羅臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例であります。

羅臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正理由であります、地方公務員法の改正に伴いまして、本条例で規定する報告事項の一部を改正するものであります。

第3条の報告事項におきましては、文中の文言整理を行うほか、新たに第7号、職員の退職管理の状況と、第2号、職員の人事評価の状況を追加するものです。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

なお、根拠法であります地方公務員法の改正内容につきましては、常任委員会で御説明いたしました。参考資料の12ページ、資料8で、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の概要、能力実績主業関連として添付しております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

坂本君。

○6番（坂本志郎君） 1点だけお伺いしたいのですが、人事評価制度、人事考課制度というのは、前にも議会の場でお話したことがありますけれども、民間ではどうの昔にやっている制度です。ある意味、行政が、自治体がこの人事評価制度を入れるということにつきましては、遅きに失したという感はありますけれども、これが必要だというふうに思います。

私、1点だけ聞きたいのは、この間、年功序列と申しますか、どちらかというところ、もちろん年功が長ければ経験も積むし、いろいろ実績もあるからということになるのかもしれませんが、民間では年功序列はとっくの昔に廃止しているのです。大体30代くらいで1回目の人事考課をかけますから、年功序列の制度というのは隠れたところにきっとあると思うのですが、これが行われることによって、年功序列制度との関係はどうなりますか。その1点だけお答えください。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 人事の話にもなりますが、多分に今、坂本議員御指摘のとおり、以前はそういう年功序列の人事があったというふうに私たちも思っております。しかしながら、最近にあっては、やはり優秀な人間は優秀でありますから、早く課長になったりというようなことは十分考えられると思いますので、ここに至っては、そういう年功序列を排除していくというような中で人事を行ってきているということでもあります。

以上であります。

議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 終わります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第15号羅臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第15号羅臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する条

例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

**◎日程第6 議案第16号 羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
の一部を改正する条例制定について**

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第16号羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 議案の60ページをお願いいたします。

議案第16号羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

61ページです。

羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の提案理由であります。地方公務員法の改正による引用規定の改正並びに学校教育法等の改正により義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたこと、また、人事院勧告によりまして、働きやすい環境整備として、フレックスタイム制の導入及び拡充に関する規定を新たに設けるものであります。

内容につきましては、常任委員会で御説明したとおりでありまして、改正文につきましては記載のとおりであります。

第1条、また、62ページの第5条、第7条、第15条で引用規定の変更と文言の整理を行っており、第7条の3項では学校教育法の改正による文言整理を行っております。

第3条に2項を追加する改正は、フレックスタイムに関する規定を追加するものであります。

フレックスタイム制とは、簡単に申しますと、働く者が一定の決められた時間帯の中で働く時間帯を自由に選択できる労働時間制とされておりますが、適切な公務運営に配慮しつつ、より柔軟な働き方ができるよう規定するものであります。

第3項の規定では、職員の申告により、始業及び終業の時刻について、公務運営に支障がないと認める場合は変更することができるとした規定であります。

また、変更する期間については、4週間を超えない範囲内で、1週間当たり38時間45分となるよう割り振ることとしています。

第4項の規定は、職員のうち、介護や子育てを行っている職員に対する規定でありまして、第3項の規定に加えて、決められた週休日以外に週休日を設けることができるとして

おります。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。
以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第16号羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定
については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第16号羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の
一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁
償に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（川端達也君） 議案66ページをお願いいたします。

議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例制定について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定する。

67ページをお願いいたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

今回改正する内容につきましては、地域おこし協力隊員の身分を嘱託職員から非常勤職
員へ雇用形態を変更する改正でございます。

地域おこし協力隊員は、嘱託職員として採用してきましたが、現在の任用基準や服務基
準では活動範囲が制限され、定住や起業を目標とした活動がしづらい環境にあることか
ら、活動範囲を拡大し、定住に結びつけることができるよう環境を整備するため、非常勤
職員へ雇用形態を変更するものでございます。

以上のことから、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項別表中の区分に、地域おこし協力隊員及び報酬の額に月額20万8,300円、旅費の額に同じくの記号を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、地域おこし協力隊員については、平成28年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第20号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第20号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 議案75ページであります。

議案第20号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

76ページです。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

職員の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

地方公務員法の改正によりまして、引用規定を改めるものであります。

第1条中、「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第20号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第21号 羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第21号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 議案77ページです。

議案第21号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

78ページです。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例であります。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

今回の改正であります。行政不服審査法の改正に伴い、一部改正されました羅臼町固定資産評価審査委員会条例の規定に伴いまして、手数料の納付が必要となったことから、関連条文を追加するものであります。

内容につきましては、常任委員会で詳しく御説明いたしたとおりであります。第1条及び第4条において文言整理し、第2条第1項に別表で、79ページにあるとおり、行政不服審査法に関する交付手数料の規定を追加するもので、提出書類及び主張書面等の写し等の手数料を、白黒片面1枚10円、カラー片面1枚80円と規定するものです。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第21号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第21号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第22号 羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正
する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第22号羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 議案の80ページをお願いいたします。

議案第22号羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

81ページをお願いいたします。

羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例。

羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を次のように改正する。

改正の趣旨でございますが、当町においては、知床らうす国保診療所の医療技術者や、福祉施設における専門職が不足している状況にあることから、将来、医療技術者等として業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸し付け、優秀な医療技術者等の育成と充足を図り、町民の保健、福祉、医療の増進に寄与するため、医療技術者修学資金の貸し付け対象者に臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、社会福祉士、介護福祉士を追加し、特に羅臼高校生への育成施設等への進学や、医療技術者及び福祉専門職の確保を図るための側面的な支援を行うものでございます。

改正条文でございます。

題名中、「医療技術者」を「医療技術者等」に改める。

第1条中、「医療技術を専攻する者」を「医療技術等を専攻する者」に、「町の公的医療機関」を「町の公的医療機関または町内の福祉施設（以下「町の公的医療機関等」という。）」に、「医療技術者」を「医療技術者等」に改める。

第2条第5号中、「前3号」を「前6号」に改め、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

第4号、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士（以下「臨床検査技師等」という。）を育成する法の規定に基づく養成機関に修学する者で、その課程を終えて3年以上町の公的医療機関に勤務しようとする者。

第5号、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく社会福祉士、介護福祉士の養成機関に修学する者で、その課程を終えて3年以上町の公的医療機関又は町内の福祉施設に勤務しようとする者。

第3条中、「及び」を「、」に改め、管理栄養士の次に「、臨床検査技師等、社会福祉士及び介護福祉士」を加える。

第7条中、「町の公的医療機関」を「町の公的医療機関等」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第22号羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第22号羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第23号 羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第23号羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

○学務課長（中田 靖君） 議案の82ページをお願いいたします。

議案第23号羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

83ページです。

羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例。

今回の条例改正につきましては、今年度、本格スタートしました子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、幼稚園の利用者負担額、いわゆる保育料ですが、この取り扱いが変更となり、従来実施されてきました就園奨励費補助事業が、新制度の一つである子ども・子育て支援給付事業に移行されたことによって、公立幼稚園の利用者負担額が階層区分により定められたこと及び平成27年度から国の少子化対策及び子育て支援事業を受けて実施しました羅臼町立幼稚園入園料助成金制度により、入園料についても、今後、減免措置が発生しなくなることから、保育料並びに入園料に関する規定について、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、参考資料の31ページ、資料17にて説明させていただきますので、そちらをごらんいただきます。

第3条で、保育料並びに入園料を定めておりますが、1号で規定する保育料、「1人につき月額6,000円」を、「子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に定める費用の範囲内において規則で定める」に改める。

また、第4条で、保育料及び入園料の減免について規定しておりますが、今後においては減免措置が発生しないことから、これを削除し、「第5条」を「第4条」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

なお、この条例改正に伴いまして、これと関係する羅臼町立幼稚園規則の一部改正も行うものでありまして、今条例改正にかかわる保育料月額を定めた別表第2を参考資料として資料の32ページに添付しておりますので、そちらもあわせて御参照いただければと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第23号羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第23号羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 2 5 号 羅臼町第 7 期総合計画（基本構想）の策定について

○議長（村山修一君） 日程第 1 2 議案第 2 5 号羅臼町第 7 期総合計画（基本構想）の策定についてを議題とします。

この説明に当たっては、全員協議会などで説明を受けておりますので、簡単明瞭に説明を願います。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（川端達也君） 議案 8 5 ページをお願いいたします。

議案第 2 5 号羅臼町第 7 期総合計画（基本構想）の策定について。

羅臼町総合計画策定条例第 4 条第 1 項の規定により、別紙羅臼町第 7 期総合計画（基本構想）について、議会の議決を求めるものでございます。

計画の策定に当たりましては、町民アンケートの実施や、役場管理職による総合プロジェクト、係長職を主体とした専門プロジェクトでの検討のほか、計画の内容の充実と実行性の向上を図るため、町民 1 9 名で組織された羅臼町総合計画策定委員会で御意見や提言をいただきながら進めてまいりました。

それでは、第 7 期総合計画（基本構想）（案）の概要を御説明させていただきます。

お手元の別紙資料 2、羅臼町第 7 期総合計画（基本構想）（案）の冊子をもって御説明させていただきますので、1 ページをお開き願います。

第 7 期総合計画策定の趣旨を示しておりますが、基本的には第 5 期、第 6 期で掲げてきた将来テーマを継承し、新しい時代にふさわしい価値観を見出し、地域創生に向けて町民や関係機関、団体、行政が力を合わせて活動し、健康で豊かに暮らせるまちづくりを進めていくこととしております。

3 ページをお願いいたします。

計画の構成と期間であります。計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画の三つで構成されますが、基本構想と基本計画につきましては平成 2 8 年度から平成 3 5 年度までの 8 カ年の計画であり、実施計画につきましては 3 カ年の計画で、毎年度見直しするローリング方式としております。

次に、4 ページから 1 1 ページにかけましては、計画の推進方法や羅臼町の概況、国内外の情勢を掲載しております。

次に、1 2 ページから 1 9 ページにかけましては、町民アンケート結果のまちづくりに関する項目を掲載し、さらに 2 0 ページから 2 2 ページに、アンケート結果と社会情勢をもとに羅臼町の課題を示しております。

次に、2 3 ページをお願いいたします。

ここからが基本構想となります。

基本構想では、第1章、まちづくりの目指す姿、第2章、新しいまちづくりに向けた施策の行動方針、第3章が、新しいまちづくりに向けた重点施策の三つに分けて、今後のまちづくりの目指す方向性を示しております。

第1章、まちづくりの目指す姿の目標としまして、将来テーマを「人、まち、自然いきいき知床創生、魚の城下町羅臼」としております。第5期、第6期の計画では、「知床の創生」の箇所を「知床新時代」としており、新しい時代に向けての取り組みを推進してきましたが、第7期では、地域を活性化させるために、地域の特徴を生かし、持続的な地域を創生していくことをテーマとして、知床創生としております。

24ページをお願いいたします。

ここでは、将来テーマの達成に向けたまちづくりを進めていく基本方針を示しておりますが、第6期で掲げた協働のまちづくりを継承し、自分たちのまちを将来どのようにしていくかイメージし、これをみんなで作り上げていくことを目標として、基本方針テーマの協働のまちづくりに想像から創造へを追加し、さらに協働のまちづくりを進めるには、まちづくりに積極的にかかわっていただける人が重要となってきますので、自助、共助、公助の役割分担を進めながら人材育成を図っていくようにしております。

次に、28ページをお願いいたします。

第2章、新しいまちづくりに向けた施策の行動方針を示しております。

ここでは、第1章のまちづくりの基本方針を達成するために、五つの行動方針を示し、行動方針ごとに具体的な施策の基本方向や推進事業を定めております。

まず、行動方針1は、地域資源を生かした活力ある産業のまちづくりとしまして、漁業の振興から、36ページの北方領土対策の推進まで、9点の施策に対する内容を示しております。

次に、37ページをお願いいたします。

行動方針2は、一人一人が輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまちとしまして、保健活動の充実から、41ページの障害者福祉の充実まで、五つの施策に対する内容を示しております。

次に、42ページでございます。

行動方針3では、自然環境に配慮し、安心・安全に暮らせる快適なまちとしまして、防災、減災に対応したまちづくりから、50ページの道路施策の適切な維持管理まで、9点の施策の内容を示しております。

次に、51ページでございます。

行動方針4でございます。

豊かな心身を育み、あすへとはばたくまちとしまして、学校教育の推進から、55ページのスポーツ活動の充実まで、五つの施策の内容を示しております。

次に、56ページをお願いいたします。

行動方針5であります。

持続的な行財政運営ができるまちで、安定した財政運営と、土地利用対策の促進と、公共施設の活用にかかわる施策の内容を示しております。

次に、58ページをお願いいたします。

第3章、新しいまちづくりに向けた重点施策で、今後8年間で重点的に取り組んでいく重点施策6点を掲載しております。

1点目が、人口減少克服に向けた対策であります。人口減少対策は、今後のまちづくりを進める上で非常に大きな課題となっておりますので、昨年策定しました総合戦略を着実に進めていくこととしております。

2点目は、町民の幸福と次世代の子どもたちに誇れるまちをつくっていくためのKプロジェクトを推進していくものであります。

3点目が、知床未来中学校建設事業で、平成30年度を完成予定として進めていくものであります。

4点目の、町営住宅等建てかえ事業につきましては、将来の人口推計や社会状況などの変化を踏まえて、住生活基本計画や町営住宅長寿命化計画の推進を図っていくものであります。

5点目は、安定した水道の供給で、老朽化が進んでおります水道施設の整備を計画的に更新するものであります。

6点目は、地下資源の安定的な維持と活用としまして、温泉の安定供給と、地下資源を活用した地域振興を図っていくものでございます。

以上が、第7期総合計画（基本構想）の概要であります。

なお、基本構想を具体的にしました基本計画（案）及び3カ年の実施計画（案）と財政推計（案）をそれぞれ参考資料として配付させていただいておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

加藤君。

○1番（加藤 勉君） 第7期総合計画、ずっと読ませてもらったのですが、中学校の1校化は書いてあるのですが、小学校の1校化という文章がないのですよ。多分、これは刷り忘れたのかどうか分かりませんが、これだけ町長が、幼稚園の1園、あるいは小学校の1校、中学校の1校も含めてお話をされているわけではございますけれども、知床中学校の完成ということではうたっているのですが、その基本計画がないというところが、ちょっとどうなのかということで、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 企画振興課長。

○企画振興課長（川端達也君） 中学校の1校化に関しての御質問でございますけれども、今説明させていただきましたのは基本構想の案でございます。具体的な内容を盛り

込んだ事業計画につきましては、別添で配付させていただいております基本計画（案）のほうに、その中で知床未来中学校の完成、中学校1校化に対応した環境整備ということで、その中で中学校1校化というのを示させていただいております。

さらに、64ページの学校教育の推進の中の主要な施策の中で、幼稚園1園化、小学校1校化に向けた検討ということで、具体的な主要施策の中で示させていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 議会の議決事項といたしますか、もともと議会の議決事項は基本構想が議決事項なのですよね。これは多分、企画のほうでわかっていると思うのですけれども、我々はこれを議決するということですから、その後に出てくる基本計画、あるいは実施計画というのは、これはこの計画に基づいての計画書になるということで、前から総合計画をつくる上では、この基本構想がもとなるのですよというふうにして出ていました。それで、この基本構想の中にもその辺を入れていかなければ、我々は議決するとき、これがあくまでも議決事項になりますので、この辺、もしか忘れていたのであれば、これはやっぱり入れていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの御意見でありますけれども、基本的には基本構想が議決事項ということでありますけれども、現在進めている中学校については、当然、完成を見るということで、議決を、これまでもお話をさせていただいて、中学校の1校、新校舎を建てるということを皆さんに御理解をいただいていたと思っております。その中であって、この第7期の総合計画で完全に完成を試みるということで理解を求めているものでございます。

したがって、小学校の1校化、あるいは幼稚園の1園化については、これまでも町長が執行方針で述べておりますとおり、1校化にするということではなく、1校化に向けて地域の声を十分聞いた上で判断をしていきたいということでもありますから、この第7期の総合計画の中で、1校化ということの議決をいただくような状況にない。意見を聞いて、そしていつかの時点でそういう判断をしていきたいということをこれまでも町長が答えてきていますとおりでございます。自分の任期中に、その意見を聞きながら、方向性を示していきたい。何年度に1校化にするということは、この時点ではなかなか言えないということでもありますから、その辺の理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 総合計画の基本構想は、あくまでも何年計画という形の中で計画書なのです。これが何年になってもこの基本構想という中の文章は変わらない、変わることはない。ただ、基本計画ですとか実施計画というのは、その都度変えていく必要があるのかなというふうに思いますけれども、その辺がちょっと私としては納得がいかないと

ということで、これは答弁要らないです。今までも総合計画をつくったときには、基本構想が議決事項ですよというふうに言われていましたので、そうつくっていて、これは何年もかけてやっぱりつくってきたのだろうということですから、もしか基本計画の中に載せているのであれば、それは基本計画というのはあくまでも8年しかないですからいいのですけれども、その辺の統制をとれた基本計画、基本構想であってほしいなというふうに思います。答弁は要らないです。

○議長（村山修一君） 答弁要らないというお話ですが、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（山崎 守君） 基本構想のページ、51ページをお願いします。

基本構想、行動方針4、豊かな心身を育み、あすへとはばたくまち、教育というところの、一番下の推進事業という中の③の教育環境の充実ということで、大きく含まれている、その中に含まれている内容ということで理解していただければありがたいと思います。

以上です。

議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 何でもありかなと、今の説明を聞いてちょっと思ってしまったのですけれども、教育環境の充実はわかります。これは小学校1校になろうと2校になろうと、中学校1校だろうと、それは教育環境を充実していかなければならないということの基本は、これはずっと変わることはないというふうに思っています。せっかく羅臼中学校の知床未来の推進というふうにして基本構想の中にきちとうたっているわけですから、この辺は、やっぱりその辺の構想と推進項目というのは1項目入れたほうがいいのではないかとこのように思います。

それから、もう1点、関連ではないのですが、これでちょっと出たのですけれども、羅臼高等学校の維持という部分、もうここの中に入っているのですけれども、この羅臼高等学校の維持というのはどういうふうにして図るつもりなのか。ことしの進学者を見ますと、三十何名とかという、卒業生が減ったのか知らないのですけれども、だんだんだんだん減っていますよね。そうすると、将来的には、この構想が最終的になるときは、羅臼高校はなくなるのではないかと、そういう危惧を実は持っています。うたっているのであれば、基本計画の中に、その辺、どうしたらいいのかということを立てていくということで、それはお願いはしたいなと。これは別な話ですから、こういう作り方をちょっとやってほしいなというふうに思っています。答弁は要らないです。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

坂本君。

○6番（坂本志郎君） 基本構想の第2章、新しいまちづくりに向けた施策の行動方針の中の行動方針5、財政運営の関係について質問いたします。

この構想は8年間にわたるもので、基本構想ですから、一般質問でも申し上げました

が、どちらかというところスローガ的なものが非常に大きい。具体的なものはまた別なもので出てくるのだろうというふうに思っておりますが、関係資料でこの間いただいたものの中に、羅臼町の人口ビジョンというのがあるのですが、これによりますと、2025年は、パターン1とパターン2で平均すると4,500人から4,600人くらいになると。何年後になるのでしょうかね。今、2016年ですから、十何年か後にはそのくらいになるということですね。基本計画は8年後ということになっているのですが、ここの56ページの中に、羅臼町の財政は非常に厳しいのだということが書いてあって、自主財源の柱である町税収入の伸びを期待できない。地方交付税の伸びも期待できない。高齢化社会が進むことで扶助費が増加する。支出全体に占める義務的経費の割合が高まって、財政の弾力性が失われ、硬直化が進んでいる。今後どうするのかということという、町の債権の適正管理の徹底、収入未済額の縮減、それから、歳出の削減に向けて、引き続き事業の必要性、効率性の観点から見直しを図ると、こういうふうになっている。

それで、関連資料で、実は財政計画（案）というのが参考資料で、第7期総合計画、出ているのですが、この一番最後のページ、年度別、項目別の財政推計というのが出ているのです。先ほど総合計画の中で義務的経費を削減していくとかいろいろ書いてあったのですが、これをちょっとまだ詳しくは分析していないのですが、ちょこちょこ見させていただきましたらば、歳入のほうの関係で言いますと、歳入、地方交付税は若干減ってはいませんが、これは維持されるという前提でついています。歳出のほうですが、義務的経費の一番大きなものは人件費だと思うのですが、人件費については、平成28年度、2016年から、8年後の2023年度の見込みで、これを単純に割り算しますと、93.2%ですから、7%くらい人件費が減ると、こういうことになっています。私、義務的経費を減らすというときに、ストレートに言いますと、人件費がやっぱり最大のものになるだろうというふうに思っているのですが、これを見ますと、単純に前年の人件費に1%を掛けて、ただ引いて、横並べにしている。そうになっていますよね。ちょっと義務的経費を削減するという点について、具体的な計画等々について、これからやるということなのかもしれませんが、この総合計画の財政推計がこのような感じで、義務的経費がほとんど減らないというような、こういうことで果たしていいのかどうかというふうに考えています。

最初に人口問題で4,600人というふうに言いましたけれども、私は職員の人件費を5%下げる、10%下げるというのは、それぞれの家計に相当な負担があるから、人件費の削減は定員計画に求めるべきだということは、この間、何度か一般質問でもしています。人口が4,600人とか4,800人になったときに、職員数は一体どうあるべきなのかなということ、なかなか材料がなかったのですが、町村会に出した資料があるのですけれども、これで4,800人くらいで財政規模が38億円くらい見たときに、職員数というのは、これはあくまでもこれに出ているものなのですが、例えば渡島管内で知内町ですか、ここは人口が4,900人です。歳出の総額が37億円、大体同じくらいです

ね。ここの職員数、81人です。それから、乙部町、人口4,200人で38億円の一般会計で、職員数65人。大体80人くらい、75人から80人前後です。これは道内の町村の人口と一般財源の関係で見ると。そうすると、そう単純に置きかえるわけにはいかないのですが、私が先ほど行政のほうで出したこの資料で7%しか減っていませんよと。私は、この最後の目標値は、最低でも10から15%減っていなければ、一番肝心な財政がもとなのでしょうか、全ての計画は。ちょっと甘いと思うのですが、考え方を教えてください。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 坂本議員、これまでも質問の中で、当然、定員管理の必要性ということもお話をいただきました。現在の定員管理、既に第1期の計画が終わっておりますので、指示をしております、28年度からしっかりと定員管理の計画をつくれということにさせていただきます。

それで、その人口規模だけで職員数というふうにはなかなかないかと、これは理解していただきたいというのは、やはり幼稚園を持ったりという状況の中で、そこで我がまちも十七、八名の職員をその中で従事をさせている。単純に事務方だけでいけば、我がまちも100人を切るような状況にあるということでもあります。

したがって、今回の財政計画、御指摘されているとおりだというふうに思いますけれども、これはその都度、やはり人件費の問題というのは、財政が悪化したから人件費に削減を求めると、これはやっぱりできれば避けていきたいというのは私どもでありますけれども、しかしながら、歳入に見合った歳出をつくっていかなければ、これはどん底に落ちていく、これは間違いなく赤字を背負っていくという状況になりますので、今の財政状況、計画をつくりましたけれども、この後については、年度ごとに、それぞれ職員とも向き合っていて、これまでも言われてきた、水道会計、あるいは国保会計の繰り出し、こういったことを一般会計が全て繰り出していかなければいけないという状況を見たときに、しっかりと職員と向き合っていきたいということも我々考えておりますので、今後の計画については、それこそ再建団体にならないように、これは努力をしてまいりたいと思います。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 最初に言いましたけれども、全ての政策は財政の裏づけがなければ進みません。これも一般質問で繰り返し言って、また言うのかということになるかもしれませんが、他の自治体との格差がどんどんどんどん広がっていくという状況にあるわけでしょう。子どもの医療費の問題、そういうのを含めて。そういう中であって、まさに副町長がおっしゃっている、収入に見合った支出ということをきちっととらえなければ、私はある意味、夕張ではないですけども、合併のときに財政危機と言われていたけれども、小学校に30億円弱使う、その後、町営住宅の建築が始まるかもしれない、箱もの。これはまさに第2の危機に今入っているような気がするのです。そのためには、財政

をしっかりとやらなければいけない。

例えば収納率の関係、税金の関係ですけれども、町税、今95%で見えていますけれども、5%、100%やったとしても、3,000万円ちょっとふえるぐらい。国保税の滞納があります。これを100%やったとしても2,800万円しかふえないのです。両方で5,000万円。5,000万円あれば、いろいろできることはできるのですが、まだ足りないのです。ではどうやっていくのかということかというと、副町長がもう答えを言っていますけれども、年度ごとにしっかり定員計画を考えながら、財政をやっぱり健全化していく、このことが非常に大事だと。特に義務的経費というより固定費ですね。固定費を、一般企業では流動費化するといつて、要するに非正規にしてしまうわけですけれども、そんなことをやるわけにいきませんけれども、本当にそういう意味では、人件費の適正化というものをしっかりとらえてやっていただきたい。

終わります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第25号羅臼町第7期総合計画（基本構想）の策定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第25号羅臼町第7期総合計画（基本構想）の策定については、原案のとおり可決されました。

ここで、11時35分まで休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 議案第26 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

○議長（村山修一君） 日程第13 議案第26号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題とします。

なお、この説明に当たっても、全員協議会などで説明を受けておりますので、簡単明瞭

に説明をお願いします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（川端達也君） 議案８６ページをお願いいたします。

議案第２６号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の策定について。

羅臼町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり定めるため、過疎地域自立促進特別措置法第６条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

当町の過疎地域指定につきましては、平成２２年４月１日に過疎地域自立促進措置法が一部改正されたことに伴い、過疎地域指定を受けております。

本年３月３１日で執行期限を迎える予定でありましたが、過疎地域の厳しい現状を踏まえ、実効性のある過疎対策を行うため、平成３３年３月３１日まで、５年間の期限が延長されることになりましたので、新たに羅臼町過疎地域自立促進市町村計画を策定するものでございます。

この過疎計画（案）につきましては、別冊で配付しております別冊資料３のとおりでございますが、あらかじめ北海道と協議することが必要となっておりますので、北海道との事前協議を終了しております。

過疎計画（案）の概要につきましては、計画期間が平成２８年４月１日から平成３３年３月３１日までの５カ年の計画となっており、内容につきましては、過疎地域自立促進のための特別措置として、過疎債を活用するには、過疎計画に基づいて行う事業が対象となることから、先ほど御説明いたしました羅臼町第７期総合計画をそのまま踏襲し、さらに、現時点で想定できる事業について掲載しておりますので、詳細につきましては、羅臼町第７期総合計画の概要説明と重複いたしますので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第２６号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第２６号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の策定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第１３ 議案第２６号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の策定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 発議第１号 羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制

定について

○議長（村山修一君） 日程第14 発議第1号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○5番（小野哲也君） 発議第1号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会委員会条例（平成2年条例第18号）の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成28年3月16日提出。

羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員小野哲也。賛成者、羅臼町議会議員高島讓二、同松原臣。

羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例。

羅臼町議会委員会条例（平成2年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中、「企画振興課」の次に、「まちづくり課」を加え、同条第2号中、「水産商工観光課」を「産業課」に改める。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提出理由。

羅臼町課設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項を変更するため、本条例第2条を改正するものである。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第1号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 発議第1号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第2号 教職員定数の削減に反対する意見書

○議長（村山修一君） 日程第15 発議第2号教職員定数の削減に反対する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 発議第2号教職員定数の削減に反対する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成28年3月16日提出。

羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員坂本志郎。賛成者、羅臼町議会議員田中良、同じく鹿又政義、同じく加藤勉。

教職員定数の削減に反対する意見書。

学校において、子どもたちが、豊かな学びを行う上で、実際に運営を担う教職員の体制の充実が極めて重要です。日本の教職員は、他国の教職員に比べて職務の幅が広く、勤務時間も長く、教職員の数は現在でも十分ではありません。

そのような状況の中、財政制度等審議会において、機械的に教職員定数を削減すべきとの意見が繰り返し出されました。複雑・困難化する学校現場の実情を無視した議論が国でなされていることに対して、極めて憂慮しております。もし教職員定数を削減すれば、少人数教育や特別な支援の必要な子どもたちへの対応等、きめ細かな取組みができなくなり、子どもたちの教育環境が悪化することは明らかです。

子どもたちは、育ち学ぶ場所を自ら選ぶことはできません。子どもたちの学ぶ環境をより充実し、子どもたちの未来に責任を負うことは、私たち大人の責務であります。都市と地方の格差のない全国的な教育水準の維持向上を促進する立場から、教職員定数の削減に反対し、教職員数増など学校教育環境の充実を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月16日。

北海道羅臼町議会議長村山修一。

以上です。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、発議第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第2号教職員定数の削減に反対する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 発議第2号教職員定数の削減に反対する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、政府関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第16 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第16 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会における調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

ここで、午後1時20分まで休憩します。

午前11時45分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（村山修一君） お諮りします。

町長から、議案第28号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第28号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第28号 平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 追加日程第1 議案第28号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案第28号でございます。

平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,725万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8,462万2,000円とする。

2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入。

9款1項地方交付税1,095万4,000円を追加し、19億9,151万5,000円。

16款1項寄附金630万円を追加し、4,695万2,000円。

歳入合計1,725万4,000円を追加し、37億8,462万2,000円となるものでございます。

歳出でございます。

2款総務費725万4,000円を追加し、7億8,618万5,000円。

1項総務管理費725万4,000円を追加し、7億4,914万1,000円。

7款土木費1,000万円を追加し、1億4,030万5,000円。

2項道路橋りょう費1,000万円を追加し、1億3,848万6,000円。

歳出合計1,725万4,000円を追加し、37億8,462万2,000円となるものでございます。

この詳細につきましては、参考資料で御説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

財源調整のために、普通交付税に1,095万4,000円を求めているものでございます。

ふるさと納税に係る寄附金630万円を総務費寄附金として歳入を受けるものでございます。

5ページをお願いいたします。

総務費の一般管理費において、知床まちづくり基金積立金289万8,000円、これにつきましては、ふるさと納税に係る積立金でございます。

11目の企画費につきましては435万6,000円の追加でございますが、ふるさと納税に関する費用として、報償費、返礼品でありますけれども、340万2,000円の追加。通信運搬費に61万3,000円、ふるさと納税の管理委託料として34万1,000円の追加でございます。

なお、このことにつきましては、再三にわたり補正をいただいているところでございますが、2月に入りまして、ウニ漁が始まり、その返礼品を提供したところ、ここに集中して寄附をいただいているというようなことがございまして、現在2,235万3,000円の寄附の申し込みをいただいているということでございまして、大きく事業別でいきますと、地域資源を生かした活力ある産業のまちに関する事業というところに皆さん期待を寄せていただいているところでございます。

次に、土木費でございますけれども、2目道路維持費、委託料に1,000万円の追加でございます。これにつきましては、除雪費用の経費でございます。3月に入りまして、あと半月余りということで、さほどの雪は降っておりませんが、この後、墓地に通じる道路の除雪、彼岸でありますので、墓参りができるようにという体制を整えること、それと、一部学校グラウンドに除雪をしておりますので、その押した除雪を排雪をしなければならないという経費を含めて1,000万円を追加させていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

松原君。

○7番（松原 臣君） 除雪費の1,000万円なのですけれども、ことしは雪が少なく、専決しなくてもいいのかなというふうなことを思っているのですけれども、1,000万円、排雪を含めて、除雪、雪の降りぐあいですから、天候ですから、なかなか予測といっても難しいところがあるのでしょうかけれども、どういうふうな見通しでこの1,000万円をつけたのか、どのぐらいまで雪が降らないと、1回、2回降ってもつのか、その辺ちょっと含めて、予定、計画があれば、ちょっとお知らせ願います。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 補正の1,000万円ということですが、過去5年間、ただ、平成26年度を除きまして4年間の3月分、平均しますと1,450万円ほどということと、現在、残額のほうですけれども、278万円ほどありますので、それを引きますと1,170万円ほどになります。さらに、現状、もう半月ほどたっていますけれども、そこから約9割の分を見ての補正としております。

以上です。

○議長（村山修一君） 松原君。

○7番（松原 臣君） なかなか質問している私もどの答えが正しいのかちょっとわからないところがあるのですけれども、突然大雪が降ったりなどは、専決ということはやむを得ないのでしょうかけれども、こうやってそんなに雪が降らない、天気予報も週間を見ても

そんなにひどくないので、このぐらいでもってくれればいいのかというふうなことを思っていますけれども、排雪について、もう1点お伺いしたいのですけれども、今、説明のほかに、もしか今後予定しているところがあるのかないのか、それをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 副町長のほうで答弁ありましたけれども、墓地のほうに通じる道の除雪、それと学校のほうの敷地に堆雪しているもの、また、私有地等に堆雪しているもの、一時置かせていただいているところもあって、その排雪などもございます。それを見てということと、それから、今後、また降雪等もあるやもしれませんので、それも加味してのことということでございます。

○7番（松原 臣君） 終わります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第28号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、追加日程第1 議案第28号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎閉 会 宣 告

○議長（村山修一君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第1回羅臼町議会定例会を閉会します。

長期間にわたりまして熱心に御審議をいただきましてありがとうございました。

午後 1時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 村山修一

議 員 小野哲也

議 員 坂本志郎